

串間市EV等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止及び低炭素社会の実現に寄与することを目的とし、電気自動車等を購入した者に対し、予算の範囲内において串間市EV等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査済自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車で、検査済自動車をいう。
- (4) 燃料電池自動車 水素を燃料とし、搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び充電設備（以下「補助対象自動車等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国の補助対象となる電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車
- (2) 個人が前号に規定する自動車（以下「補助対象自動車」という。）の購入に併せて住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳上の住所に設置する充電設備（以下「補助対象設備」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 自ら使用する目的で補助金の交付を受けようとする年度中に補助対象自動車を購入する者
- (2) 1年以上継続して市内に住民基本台帳法に基づく住民基本台帳上

の住所又は主たる事務所の所在地を有し、かつ、補助対象自動車の自動車検査証に記載される使用者又は所有者であること。

- (3) 補助対象自動車等を購入から5年間使用する意思があること。
- (4) 市税及び市に納付すべき使用料等（延滞金を含む。）の滞納がないこと。（法人の場合は、国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税をいう。）及び県税を含む。）
- (5) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないと認められること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とし、第1号及び第2号を同時に取得する場合は、当該上限額を合算した額を上限とする。

- (1) 補助対象自動車の購入 1台当たり 20万円
- (2) 補助対象設備の設置 1基当たり 10万円

（申請書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象自動車等を購入又は設置する日の属する年度の1月31日までに串間市EV等導入促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象自動車等の購入に係る申請者名義の見積書
- (2) 補助対象自動車等の本体価格（見積額）が明記されている書類の写し
- (3) 納税（完納）証明書（法人の場合は、法人及びその代表者を含む。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助対象自動車等のうち、補助対象設備を設置する者は、当該設備に係る工事費（本体価格を含む。）の見積書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象自動車等の購入（補助対象設備を購入した場合は、工事完了を含む。）が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定者と使用者又は所有者が同一である自動車検査証の写し
- (2) 補助対象自動車等の購入（補助対象設備を購入した場合は、当該設備購入設置を含む。）に係る交付決定者名義の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象自動車等の本体価格（購入額）が明記されている書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、その旨を補助金交付確定通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による補助金の交付額の確定を受けた者は、串間市EV等導入促進事業補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出し、市長は請求に基づき当該補助金を精算払により交付するものとする。

(交付決定等の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は交付確定を取り消し、既に交付した補助金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(串間市先進的ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱の廃止)

2 串間市先進的ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱（令和4年串間市施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前までに改正前の串間市EV等導入促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。